

新しい契約方法への移行について

令和6年11月1日より「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律」（フリーランス法）が施行され、シルバー人材センターの会員は、個人事業主（フリーランス）と位置付けられているため、この法律が適用されます。

それにより、シルバー会員がフリーランスとして法の保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整えることが必要であり、厚生労働省では、シルバー人材センターの業務委託契約について、法の趣旨に従い、お客様と会員との間に、直接契約が生ずるよう見直しを行う旨の方針が示されました。

それに伴い、当センターでは「**令和8年4月1日**」より厚生労働省から示された新しい契約方法に移行いたします。法令順守の対応となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※フリーランス法が適用される契約

フリーランス法が適用される契約は、「請負・委任」の契約のみとなります。「派遣契約」に関しては変更ありません。

※フリーランス法

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）は、特定受託事業者（いわゆるフリーランス）として受託した業務に、安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者（フリーランス）に業務委託する事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容、その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

フリーランスと発注事業者の取引の適正化 ⇨ 公正取引委員会・中小企業庁

フリーランスの就業環境の整備 ⇨ 厚生労働省

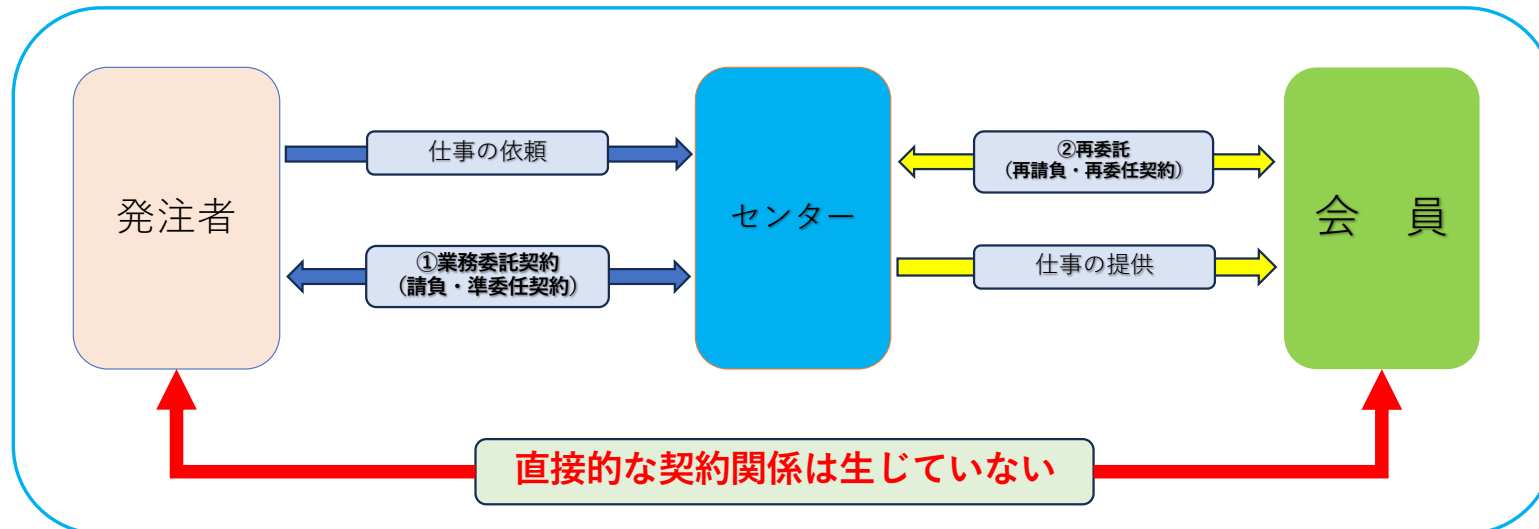
「フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図ることが法律の目的です。」

現行の契約方法

現行の契約は、お客様とシルバー人材センターが「①業務委託契約」を締結します。契約締結後は、シルバー人材センターが会員への発注者となり、お客様との契約内容に基づき、会員へ業務を「②再委託」する仕組みとなっているため、お客様と会員との間には契約関係は生じておりません。

フリーランス法の施行に伴い、法の趣旨に沿った契約にするため、契約方法の見直しが必要となりました。

現在の契約方法



新しい契約関係（包括的契約）について

お客様は「①シルバー人材センター利用規約」と「②シルバー人材センター会員業務就業規約」に同意の上、センターと「③利用契約」を結びます。

「シルバー人材センター利用規約」には、お客様がセンターを通じて会員へ業務を委託する際の基本的なルールが記載されております。

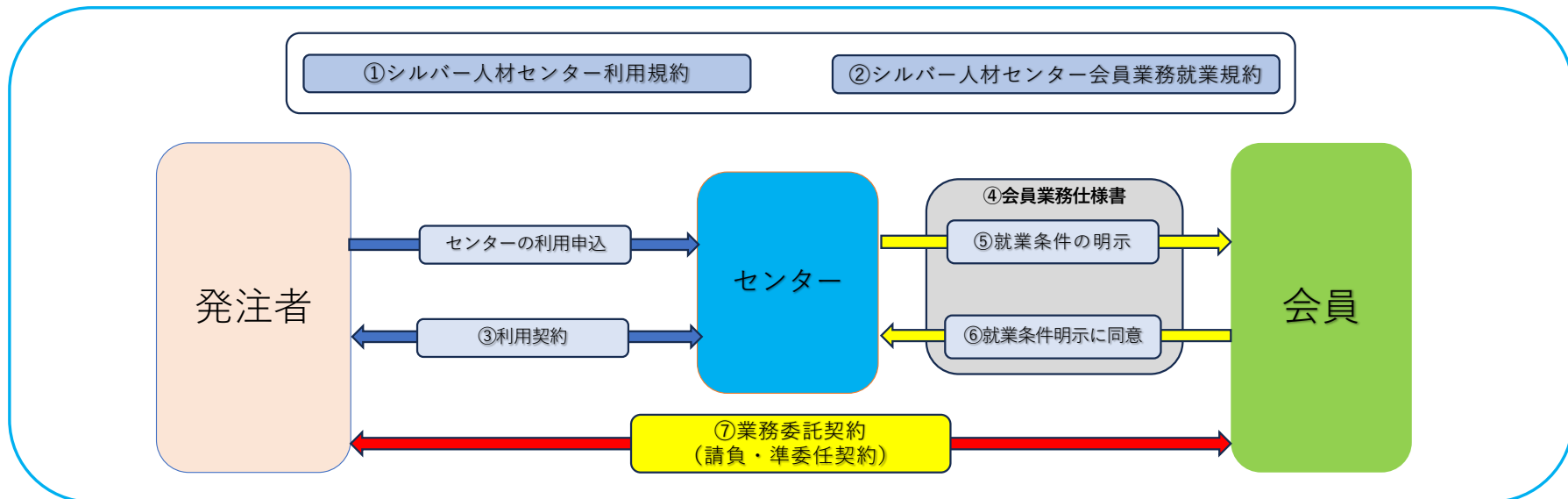
「シルバー人材センター会員業務就業規約」には、会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルールが記載されております。

「シルバー人材センター利用契約」は、お客様がセンターを通じて会員に業務委託をするための利用料金や仕事の内容、会員への支払額など、仕事に対して、お客様と打合せを行い、確定した内容を定めた契約となります。

センターでは、利用契約で確定した内容をもとに、「④会員業務仕様書」を作成し、会員へ「⑤就業条件の明示」を行います。この内容等に会員が「⑥同意」することにより、お客様と会員との間で「⑦業務委託関係」が生じます。

これにより、お客様・センター・会員の間で「包括的契約」が成立します。

新しい契約方法（包括契約）



仕事のご依頼方法

●ステップ1 各規約の確認と同意

はじめに「登米市シルバー人材センター利用規約」をご確認ください。

「登米市シルバー人材センター利用規約」

次に、「登米市シルバー人材センター会員業務就業規約」をご確認ください。

「登米市シルバー人材センター会員業務就業規約」

●ステップ2 センター事務局へご連絡ください

お電話またはホームページのお問合せからご連絡ください。

作業ご依頼の受付、下見、見積等の日程調整を行います。

電話番号：0220-22-8526

●ステップ3 業務内容等の確認

担当者が、下見・打合せ・見積にお伺いします。

※見積額は、作業料金、必要な材料費等を含む作業一式での見積額を提示いたします。
時間当りでの見積ではありません。

●ステップ4 利用契約の締結

お見積等の内容に承諾されましたら、「シルバー人材センター利用契約」を結びます。
利用契約の内容は、こちらからご確認いただけます。

「シルバー人材センター利用契約」（ひな形）

●ステップ5 仕事内容等の明示

センターが、お客様と合意した内容にて「会員業務仕様書」を作成し、センターで選定した会員へ就業条件を明示します。

●ステップ6 会員の同意

センターで選定した会員が、会員業務仕様書の内容・条件等に同意することにより、お客様と会員との間で業務委託契約が成立します。

●ステップ7 就 業

選定した会員が、会員業務仕様書に基づき仕事を行います。

●ステップ8 ご利用代金の請求

仕事を実施した会員全員分の就業報告書をセンターで一括して取りまとめ、お客様へ請求書を送付いたします。請求書がお手元まで届きましたら、センターにお支払いください。

お支払いの方法は、銀行またはコンビニでのお振込みとなります。

なお、請求書の様式が異なりますので、仕事のお申込み時に、銀行またはコンビニのいずれかで支払いする旨、センターへお申し付けください。

※請求金額は、概ね見積額と同額となり、作業一式での請求となります。作業時間での精算ではありません。

●ステップ9 会員への支払い

センターで一括して取りまとめ、仕事を行った会員へ支払を行います。

料金の一部に関する消費税の課税関係について

業務委託料の詳細

センターがお客様から頂く料金は、「**会員業務委託料**」（会員が受け取る作業料金）と「**センター業務委託料**」（事務費等）の2つで構成されます。

このうち、「**会員業務委託料**」については、お客様と会員との間で業務委託契約が成立しているため、お客様が作業を行った会員一人ひとりに支払う形となりますが、厚生労働省の指針により、センターがお客様に代わり、一括して取りまとめを行い、請求書を発行し、代金を預かり、会員へ支払う流れとなります。（※お預かりした代金は、一時的にセンターを経由するものの、お客様が会員に対して直接支払いを行った形になります。）

なお、当センターは、適格請求書発行事業者の登録をしており、「**センター業務委託料**」についてはインボイスを発行できますが、**会員は基本的に年間の課税売上高が1000万円以下の消費税免税事業者**となるため、「**会員業務委託料**」については**インボイスの発行ができません**。そのため、民間企業のお客様において、消費税の仕入税額控除ができない場合があります。

※お客様が次のいずれかに該当する場合は、これまでの消費税の取扱いと変更はありません

- ① 個人や家庭など事業者ではない方 : 消費税申告納税対象外。
- ② 簡易課税制度を選択している事業者 : 消費税納税額の計算に際してインボイスを必要としないため。
- ③ 官公庁などの一般会計による事業 : みなし仕入れ税額控除が適用されこれまでと同じ取扱い。

シルバー人材センターの役割

センターでは、お客様から依頼された業務内容の確認、作業代金など就業条件の確定、契約書作成等の事務手続き、会員の手配、請求書発行、会員への支払い、作業中のケガや物損事故などによる保険請求手続きなど、お客様と会員との間に入り様々なサポートを行います。

フリーランス法の施行に伴い、必要な変更となりますが、実務面においては、基本的に今までと変わりありません。これまでと変わらないサービスを提供いたしますので、安心してセンターをご利用くださいますようお願いいたします。